中小企業あきた

1 本県経済の成長・発展を誓い合う …… 1
～2017新春賀詞交歓会を盛大に開催～
2 2017新春経営トップセミナーを開催 …… 2
3 平成28年度第5回理事会を開催 …… 3
4 「東京でのお土産品開発支援事業」テスト販売を実施 …… 3

○中小企業組合等支援施策情報 …… 4
○組合・企業探訪 …… 6
○組合相談コーナー …… 7
○景況レポート 12 月分 …… 8
○話題の広場
新設組合紹介 …… 10
インフォメーション …… 10

2
FEBRUARY.2017

あきたびじょん ユタカな国へ

TOPICS 1 本県経済の成長・発展を誓い合う
～2017新春賀詞交歓会を盛大に開催～

1月18日(水)、佐竹敬久秋田県知事や穂積志秋田市長をはじめとする来賓ならびに会員組合の役職員等総勢149名出席の下、秋田市の「ホテルメトロポリタン秋田」において本会の2017新春賀詞交歓会を開催し、新たな年の始まりを盛大に祝いました。

開宴にあたり、本会藤澤正義会長は「昨年は、日銀のマイナス金利導入から始まり、イギリスのEU離脱やアメリカ大統領選挙におけるトランプ氏の勝利、韓国の政治経済の混乱といった想定外の動きがあり、為替相場や株価等を含め、我々中小企業も傍観者の立場ではいられない状況が続いた。今年も激動の年となることが予想されるが、このような時こそ『情報不足・慢心・思い込み』という『失敗の三原則』を思い出し、様々な情報を的確に捉えて対処していく必要がある。このため、本会を積極的に活用いただければタイムリーな情報を提供しますので、組合・企業の経営に役立ててほしい。また、互いに連携を図り、少なくとも東京オリンピック・パラリンピックまでは続くであろう国内需要を積極的に取り込んでもらいたい。」と挨拶しました。

続いて、来賓を代表して佐竹知事ならびに穂積市長より、会員組合及び組合員企業の発展を祈念する旨の祝辞が述べられました。

引き続き、本県選出国会議員や経済団体の代表者等による鏡開きが盛大に執り行われ、工藤嘉範秋田県議会議員産業観光委員長による乾杯のご発声で開宴し、冨樫博之総務大臣政務官より国政の最新情報についてスピーチを賜った後、出席者は終始和やかな雰囲気の中で本県経済の成長・発展を誓い合い、最後は本会桑原功副会長の音頭により中締めが行われ、盛会裡に閉宴しました。

［挨拶する藤澤会長］

［祝辞：佐竹知事］

［祝辞：穂積市長］

［乾杯：工藤委員長］

［スピーチ：冨樫政務官］

［中締め：桑原副会長］

［交歓会の様子］

TOPICS 2 2017新春経営トップセミナーを開催

トピックス ● SPECIAL FEATURES ●

テーマ：『どうなる日本経済　－地方から日本を変える！－』

講　師：経済評論家　上念　司　氏

新春賀詞交歓会に先立ち、金融や財政、安全保障政策に関する若手の論客であり、テレビやラジオ、YouTubeにコメンテーターとして出演している経済評論家の上念司氏を講師に招き、新春経営トップセミナーを開催し、会員組合の役職員等147名が出席しました。

セミナーの冒頭で上念氏は、秋田との関わりや格闘技好きが高じて自らが経営するプロスポーツジムにまつわるエピソードを披露され、和やかな雰囲気の中でセミナーはスタートしました。

上念氏は約1時間半にわたる講演で、未来を見通すツールとしての経済学の視点を踏まえ、「地方は消滅しない」という自らの信念について、「人口が減少しているのであれば、そうした時代に合った役者を作れば良い。大企業はそう簡単に事業の方向性は変えられないが、小回りが効く地方の中小企業が持つ様々なアイデアがメジャーになり儲かる仕組みが確立されることにより、地方の中小企業全体が元気になっていく。」と持論を展開され、最後に、「世の中の様々なシグナル（動向）を日頃からアンテナを張り巡らせて把握し、どのタイミングで勝負をかけるかが企業経営のポイントとなる。このため、政治や経済、金融の動向などを見極めつつ、様々な面で刺激を受けながら企業経営の見通しを立てていってほしい。」と参加者を鼓舞され、参加者は終始熱心に聴講し、大変有意義なセミナーとなりました。

［講演する上念氏］

TOPICS 3 平成28年度第5回理事会を開催

1月18日(水)、秋田市の「ホテルメトロポリタン秋田」において、平成28年度第5回理事会を開催しました。

開催にあたり本会藤澤会長は、「いぶりがっこ」製造団体による協議会の設立や平成28年度補正「ものづくり補助金」の公募開始など、本会の直近の支援活動について述べられ、併せて、昨年12月に開催した「佐竹知事との懇談会」では、本会理事会をはじめ県内各地で開催した地区別組合代表者懇談会等で寄せられた生の声を佐竹知事に直接お伝えし、佐竹知事からは一つ一つの要望に対する感想や県の方針等について丁寧な説明を頂き大変有意義な懇談会となった旨の報告があり、出席役員に対し、今後の事業推進に向けた協力を改めて依頼しました。

引き続き、藤澤会長が議長となり議案の審議が行われ、会員の加入・脱退や平成28年度一般会計及び特別会計収支予算の更正等に関する議案が満場一致で原案どおり承認・可決されました。

また、報告事項として、佐藤寿美秋田県健康福祉部社会福祉監より、来る9月9日(土)～12日(火)に開催される第30回全国健康福祉祭あきた大会(ねんりんピック秋田2017)の概要ならびにオフィシャルスポンサー制度と広告掲載に関する説明があり、県民総参加のもと秋田の多彩な魅力が溢れる大会とするため、広告掲載を含め是非協力いただきたい旨の依頼がありました。

[挨拶する藤澤会長]

TOPICS 4 「東京でのお土産品開発支援事業」テスト販売を実施

観光庁によると、国内における「お土産品」に関する市場規模は約3兆円であり、その約半数を首都圏が占めているとの調査結果が公表されています。

そこで本会では、最も市場規模の大きい東京都におけるお土産品市場への参入を目指し、「東京でのお土産品開発支援事業」を展開しています。

当事業では、都内を中心に駅ナカ1坪ショップの運営で実績のある株式会社生産者直売のれん会(黒川健太社長)の全面的な支援の下、コンセプトを「東京しょうゆみやげ」と定め、東京で唯一の醤油醸造蔵である近藤醸造株式会社(あきる野市)の目玉商品である「お江戸醤油」を活用したお土産品を開発することとしました。

実際の商品開発は、多数の応募の中から厳正な審査により採択された株式会社菓子舗榮太楼(秋田市)、株式会社川口屋(秋田市)、有限会社蕗月堂(横手市)の3社が行い、非常に魅力的な商品(次頁参照)が完成しました。

そこで、消費者の生の声を今後の事業展開に反映させることを目的に、1月21日(土)～22日(日)の2日間、東京都の「お台場ヴィーナスフォート」においてテスト販売を実施したところ、若い女性や家族連れのほか外国人旅行者も多数訪れ、準備した商品は完売したほか、様々な意見を頂くことができました。

今後は、テスト販売の結果を踏まえ本格的な市場参入を目指し、2月8日(水)～10日(金)に「東京ビッグサイト」で開催される「ギフトショー」において、「東京お醤油プロジェクト」として出展することとしています。

本会では、東京におけるお土産品市場の定番商品となるよう、引き続き継続して支援していくことにしております。

「東京でのお土産品開発支援事業」テスト販売商品のご紹介
－東京産の原材料にこだわった唯一無二の新たな東京土産が完成しました－

▶株式会社菓子舗榮太楼（秋田市）
－『東京しょうゆもちどらやき』－

一つひとつ職人が手焼きした自慢の生地に、丁寧に炊いた餡とお江戸醤油の甘さが染み込んだお餅を挟み込みました。
ふんわりした生地とお餅の食感の違いをお愉しみください。

▶有限会社蕗月堂（横手市）
－『東京おしょうゆゆべし』－

お江戸醤油の旨味が程よく染みこんだもっちりゆべしに、大きなくるみを沢山使用しています。
ザクザクとした食感も合わせてご賞味ください。

▶株式会社川口屋（秋田市）
－『東京しょうゆバターもち』－

お江戸醤油の塩味で、バターもちのやさしい甘さとバターの香りを引き出しました。
もっちりとしたやわらかな食感としっかりとした味わいが老若男女問わず好かれるお品です。

「秋田県食品関連事業者サポートネットワーク」へご登録下さい！

本会では、県外等への販路開拓・拡大を目指す秋田県内の食品関連事業者をサポートするため、「秋田県食品関連事業者サポートネットワーク事業」（秋田県委託事業）を実施しています。
専門家派遣や補助金などの情報提供を無料で行っておりますので、どうぞご登録下さい。
なお、当事業の詳細につきましては、本会ホームページで紹介しています。

［本会ホームページ］
http://www.chuokai-akita.or.jp/shoku-sapo.html

中小企業組合等支援施策情報

平成29年度税制改正のポイント（中小企業・小規模事業者関係）
～中小企業の事業環境に配慮～

平成28年12月22日に、平成29年度税制改正の大綱が閣議決定されました。
本号では、中小企業・小規模事業者に関する平成29年度税制改正のうち、主要項目の概要についてご紹介します。

固定資産税特例・即時償却の対象に器具備品等が追加
－サービス業の設備投資減税の対象設備の拡大－

▶ 固定資産税の軽減措置（中小企業の新規投資は3年間半額）の対象に、サービス業が多く活用する器具備品（例：高効率冷凍陳列棚）や建物附属設備（例：省エネ空調）を対象地域・業種を限定した上で追加します。
▶ 中小企業経営強化税制を創設し、サービス業等の生産性向上に向けた設備投資を即時償却によって強力に支援します。
▶ 中小企業投資促進税制と商業・サービス業・農林水産業活性化税制（30％特別償却等）を2年間延長します。（平成30年度末まで）

［新たに対象となり得る器具備品等の例］

法人税軽減税率の延長

▶ 協同組合を含めた中小法人の法人税の軽減税率（所得800万円まで法人税率の本則19％を15％に軽減）を2年間延長します。（平成30年度末まで）。

所得金額	本則税率	租特税率
年800万円超	23.4％	－
年800万円以下	19％	15％

29年度の賃上げ支援が大幅に拡充　－所得拡大促進税制の拡充－

▶ 現行の支援措置（24年度からの給与増加額に10％税額控除）に加え、2％以上賃上げした中小企業は、前年度からの給与増加額に22％の税額控除を適用します。
（賃上げに伴う社会保険料負担を上回る控除率）

【要　　件】☞ 1・2は現行制度と同様

1　給与等支給額の総額 … 平成24年度から一定割合（下図）以上増加
2　給与等支給額の総額 … 前事業年度以上
3　平均給与等支給額
　（1）前事業年度を上回る
　（2）前年度比2％以上増加

→
（1）賃上げ率2％未満の企業
　税額控除10％を維持
（2）賃上げ率2％以上の企業
　前年度からの増加額について税額控除を12％上乗せ

［適用期限：平成30年3月31日］

（1）賃上げ率2%未満の場合

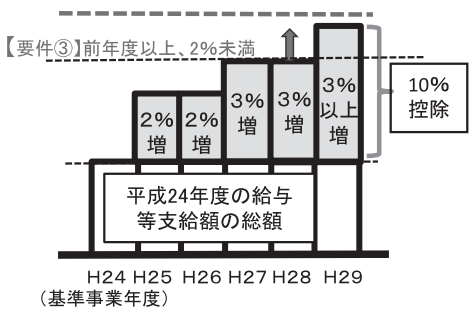

（2）賃上げ率2%以上の場合

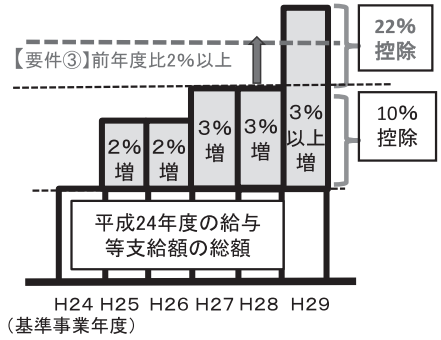

事業承継税制の雇用要件緩和及び株式の評価方法の見直し

▶ 雇用要件（5年間平均8割）について、従業員5人未満の企業が従業員1人減った場合でも適用を受けられるように見直しが行われます。また、被災や主要取引先の倒産等により売上が減少した場合には、雇用要件が緩和されます。
▶ 取引相場のない株式の評価方式について、上場株価の急激な変動等、中小企業の収益の改善が中小企業の株価に過度に反映しないよう、類似業種比準方式等の見直しが行われます。

研究開発税制の控除率の引上げ

▶ 従来の控除率12％、控除上限25％が維持され、試験研究費が5％超増加した場合には、控除率・控除上限が上乗せ（控除率：最大17％、控除上限：最大35％）されます。
▶ ビッグデータ等を活用した第4次産業革命型の「サービス開発」も支援対象に追加されます。

試験研究費の増加率が**5％を超える場合** → ＜控除できる割合＞ 研究開発費の **12～17％**　＜控除できる上限＞ 法人税額の **35％まで**

試験研究費の増加率が**5％以下の場合** → ＜控除できる割合＞ 研究開発費の **12％**　＜控除できる上限＞ 法人税額の **25％まで**

配偶者控除の見直し

▶ 所得控除額38万円の対象となる配偶者の給与収入金額の上限を150万円（合計所得金額85万円）に引上げます。控除額は逓減し、配偶者の給与収入金額約201万円（合計所得金額123万円）で消失します。
▶ 納税者本人に所得制限を導入します。給与収入金額1,120万円（合計所得金額900万円）で控除額が逓減を開始し、1,220万円（合計所得金額1,000万円）で消失します。

なお、平成29年度税制改正（中小企業・小規模事業者関係）の概要等につきましては、中小企業庁のホームページをご覧下さい。
［ホームページ］ http://www.chusho.meti.go.jp/zaimu/zeisei/2016/161216ZeiseiKaisei.htm

終活支援・ライフサポートに向けた取組 ～秋田シニアライフ協同組合～

秋田県の総人口に対する65歳以上の割合は34.6％（平成28年7月1日現在）で、全国で最も高い高齢化率となっています。

本号では、高齢化社会において多様化するニーズに対応した終活支援・ライフサポートを通じ、広く社会に寄与することを目的に、異業種である12の企業がこれまで培ってきたノウハウを持ち寄り、昨年1月に設立した秋田シニアライフ協同組合（鈴木道雄理事長）の取組内容をご紹介します。

■ 組合設立に至った経緯
－終活に関わる支援を本格的に行いたい－

全国で最も高齢化が進んでいる本県において、人生の終焉を考える際に「孤独死」や「葬儀」、「相続」など簡単に解決出来ない問題が多い中で、鈴木理事長が実際に相談を受けた経験から、このような問題にワンストップで対応できる支援体制を構築したいと考えていました。

そこで、自身が特定組合員として所属し墓園の管理等を行ってきた**長沼禅苑企業組合も主要メンバーの一員とする新たな組合を誕生させる**ことで、終活支援が最も早く実現できると考え、昨年1月に終活に関わる司法書士やセレモニーホールなど異業種12名により当組合を設立しました。

■ 組合事業の内容
－ワンストップ型の終活等支援を実施－

一人暮らしの高齢者が増加する中、万が一の場合に身寄りがないと、必要な身辺整理が困難になります。そこで、お墓や葬儀をはじめ、家事代行や除雪等の日常的なライフサポートを行う「あきた終活支援センター」を昨年4月に開設し、終活等に関する無料相談窓口を設置しました。

結果、昨年12月までの相談件数は200件を超え、墓じまい・仏壇じまいをはじめ、永代供養や家屋の解体・リフォームなど多くの相談が寄せられています。なお、昨年12月からは相談者からの声を踏まえ、「身元保証」や「見守り・話し相手」に関するサービスを開始するなど、相談者のニーズに沿ったワンストップ型の終活・ライフサポート支援を展開しています。

［当センターでの相談風景］

［終活セミナーの様子］

鈴木理事長へ今後の抱負についてお伺いしました

「終活」とは、人生の最期を前向きに生きるための「老い支度」であり、人生の終わりに向けて前向きに準備し今をより良く生きる活動ですが、100人いれば100通りの考えがあります。

今後は、3月4日（土）・5日（日）に開催する「あきた終活フェアinアトリオン」（入場無料）をはじめとする無料相談会や、有意義な時間を過ごせる終活ツアー等を企画し当組合の取組内容をより多くの方々にアピールすることにより、高齢化社会の変化が生んだ新しい活動である「終活」という取組を本県で根付かせ、今まで以上に「点」ではなく「線」、さらには「面」となるような支援を意識して行っていきたいと考えています。

［抱負を述べる鈴木理事長］

【組合の概要】

- **所 在 地**　秋田市中通四丁目14番16号
- **T E L**　018-827-3758
- **F A X**　018-827-3759
- **U R L**　http://www.shukatsu-akita.com/
- **出 資 金**　6,070,000円
- **組合員数**　13名

あきた終活支援センター営業時間
平日　午前9時～午後5時

「あきた終活フェアinアトリオン」を開催（入場無料）

◆開催日時　3月4日（土）10:30 ～ 17:00
　　3月5日（日）　9:00 ～ 16:00
◆開催場所　秋田市「アトリオン」地下1階

当日は、永代供養墓や墓じまい、葬儀、相続、家屋解体、リフォーム、カルチャー、食など様々なブースが出店します。また、無料で生前写真撮影会やセミナー等も開催します。是非お越し下さい。

組合相談コーナー　剰余金処分案は「定款」に違反していませんか？
－今一度ご確認下さい－

［Q］　決算書類の作成にあたり、顧問税理士より「剰余金処分案」を作成する必要はないのではないかと言われましたが、作成する必要はありますか。また、中央会へ決算関係書類を提出した際に、「剰余金処分案」を提出してほしいとの指摘を受けましたが、提出する義務はありますか。

■「株主資本等変動計算書」の提出ではありません

［A］　平成18年の会社法施行により、株式会社等はこれまで作成が義務付けられていた「利益処分案」に代わり「株主資本等変動計算書」の作成が必要になっています。

　このため、組合も会社と同じく「剰余金処分案（損失処理案）」の作成は不要であると勘違いするケースが見受けられますが、組合については、今まで通り「剰余金処分案」又は「損失処理案」を作成しなければなりませんので、ご注意下さい。

　なお、顧問税理士等へうまく説明ができない場合は、本会担当者から説明させて頂きますので、お気軽にご相談下さい。

■「剰余金処分案（損失処理案）」の提出について

［A］　中小企業等協同組合法第40条第2項で「組合は、主務省令で定めるところにより、各事業年度に係る財産目録、貸借対照表、損益計算書、剰余金処分案又は損失処理案（以下「決算関係書類」という。）及び事業報告書を作成しなければならない。」と規定されています。

　このため、「剰余金処分案（損失処理案）」が添付されていない決算関係書類や、作成されていても主務省令で定められている内容が記述されていない場合は法令及び定款違反となります。また、本会の表彰制度を利用される際の要件に抵触しますので、ご注意下さい。

■ 剰余金処分及び損失処理を適正に行うための留意点

　剰余金処分及び損失処理を行う際は、組合の定款を今一度ご確認いただき、定款に定められたとおりに「法定利益準備金」、「特別積立金」、「教育情報費用繰越金（法定繰越金）」の処理を忘れずに行って下さい。

＜留意点＞

☞　**「剰余金処分案」か「損失処理案」か？**

　当期未処分損益金額と組合積立金取崩額の合計が0円を超える場合であって、かつ、剰余金の処分がある場合は「剰余金処分案」となり、それ以外の場合は「損失処理案」となります。

☞　**剰余金の処分**

　組合の定款の定めにより、毎年度の当期純利益金額を基準に計算することになっており、前期繰越利益金額は含みません。前期繰越損失がある場合は、当期純利益金額から前期繰越損失金額を差し引いた後の金額を剰余金として処分します。

法定利益準備金	組合は、定款で定める額に達するまでは毎事業年度の当期純利益金額の1/10以上を積み立てなければなりません。 ※ 非出資商工組合の場合は、法定利益準備金の規定はありません。
特別積立金	組合は、定款で定めている場合、毎事業年度の当期純利益金額の1/10以上を積み立てなければなりません。 ※ 平成27年の定款参考例改訂に伴い、定款変更することで、特別積立金の積立範囲を出資総額と定めることも任意にできます。 （詳細は本会へお問い合わせ下さい。）
教育情報費用繰越金（法定繰越金）	教育情報事業を実施している組合は、その事業の費用に充てるため、毎事業年度の当期純利益金額の1/20以上を積み立てなければなりません。

※出資配当や事業利用分量配当を実施する組合については、これらを控除した後でなければ配当できません。

　本件についてご不明な点がありましたら、本会事業振興部又は大館支所・横手支所までお問い合わせ下さい。

［お問い合わせ先］　本会　事業振興部　☎018-863-8701
大館支所　☎0186-43-1644　横手支所　☎0182-32-0891

景況レポート

（12月分・情報連絡員80名）

景況DI値が4ヵ月ぶりに改善

【概況（全体）】

12月分の県内景況は、前年同月と比較して景況が「好転」したとする向きが7.5%（前回調査8.8%）、「悪化」が30.0%（同38.8%）で、業界全体のDI値は－22.5となり、前月調査と比較し7.5ポイント上回った。

全国及び東北・北海道ブロックとの比較では、本県の景況DI値は、非製造業は低調となったものの、製造業は好調を維持しており、全体のDI値も全国及び東北・北海道ブロックを上回った。

【業界別の状況】

業界別では、食料品や繊維業、小売業で業況の悪化割合が縮小した。一方、卸売業や建設業では景況感が後退した。

なお、全体の景況感は、需要の減退や個人消費の低迷等により景気回復を感じられない状況が続いていることに加え、継続する生鮮食品の高騰と年末需要の動きが売上高を押し上げている反面、輸入材料や人件費等の経営コストも増大しており、内需不振と廉価志向も緩和されないことから、中小企業の先行きは依然として注視していく必要がある。

＜全国及び東北・北海道ブロックとの景況DI値の比較＞

	秋田県	全　国	東北・北海道
全　体	－22.5	－22.9	－24.6
製造業	－12.5	－20.4	－17.5
非製造業	－29.1	－24.8	－28.8

＜景況天気図＞

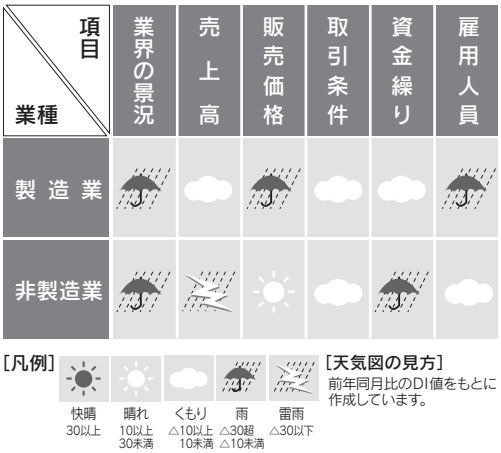

※DI値とは、Diffusion Index（ディフュージョン・インデックス）の略で、増加（好転）したとする企業割合から、減少（悪化）したとする企業割合を差し引いた値です。

【業界の声】　～製造業～　（回答数：32名　回答率：100%）

食料品（清酒）	清酒出荷量は2,132,767ℓで、前年同月比100.9%となった。また、タイプ別でも吟醸酒が前年同月比108.5%、純米酒が同103.4%と好調に推移した。
繊維工業（ニット）	一昨年の閑散期の状況に逆戻りしている。春物生地の投入も全般的に遅れており、各組合員企業は対応に苦慮している。
繊維工業（繊維）	前月同様、厳しい状況が続いている。しかし、少しずつ春物商品の発注が出てきており、今後の売上に期待している。（県南地区）
木材・木製品（一般製材）	12月の売上は、若干ではあるが回復傾向にあり、今後の売上に期待している。（中央地区）
木材・木製品（プレカット）	12月は市営住宅等の受注があり、前年同月並みの業績を確保した。また、来月も引き続き大型案件があり、前年並みの出荷となる見込である。
印刷	定期的物件の激減及びスポット物件の減少により、売上は低調に推移している。（県南地区）
窯業・土石製品（生コンクリート）	12月の出荷数量は、前年同月並みに推移した。また、4～12月の累計では前年比約91%となった。今後、本格的な冬場にさしかかり、数量減も予想されることから、各組合員企業とも厳しい経営状況が予想される。
鉄鋼・金属（鉄鋼）	見積依頼は減少傾向にあり、新規受注も厳しい状況にある。
一般機器（金属加工）	業況は、組合員企業の大半が活発に推移している。しかし、納期や単価面では、依然として厳しい状況が続いている。
その他の製造業（漆器）	12月になり工芸館の来館者が減少し、売上も前年より減少となった。今後、地元での冬のイベントや首都圏での展示会等も開催されるため、情報発信、売上増加に繋げていきたい。

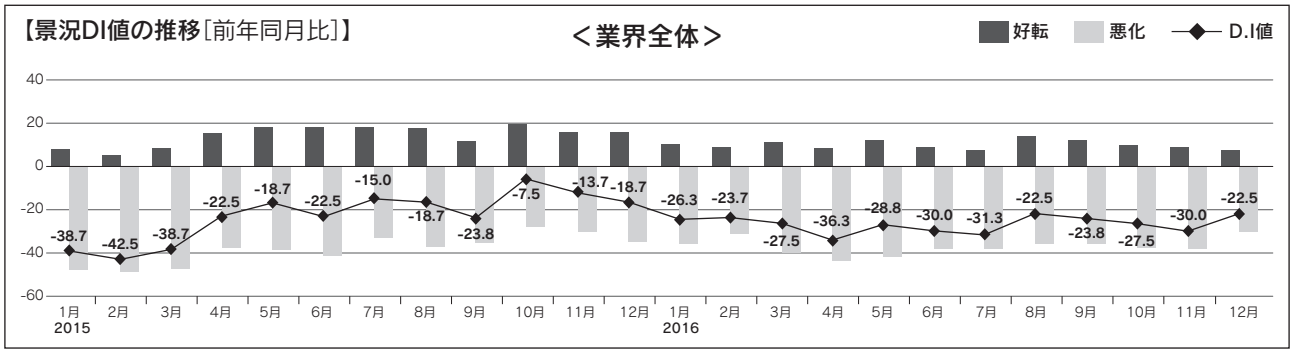

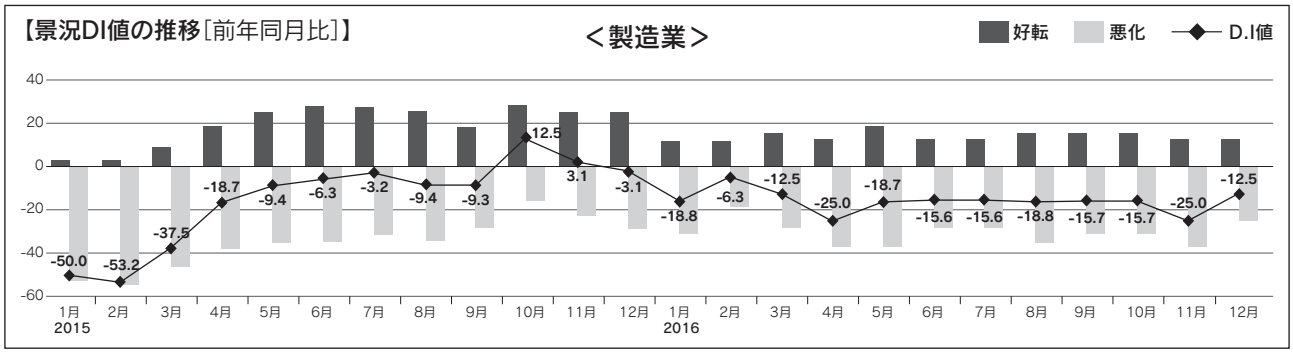

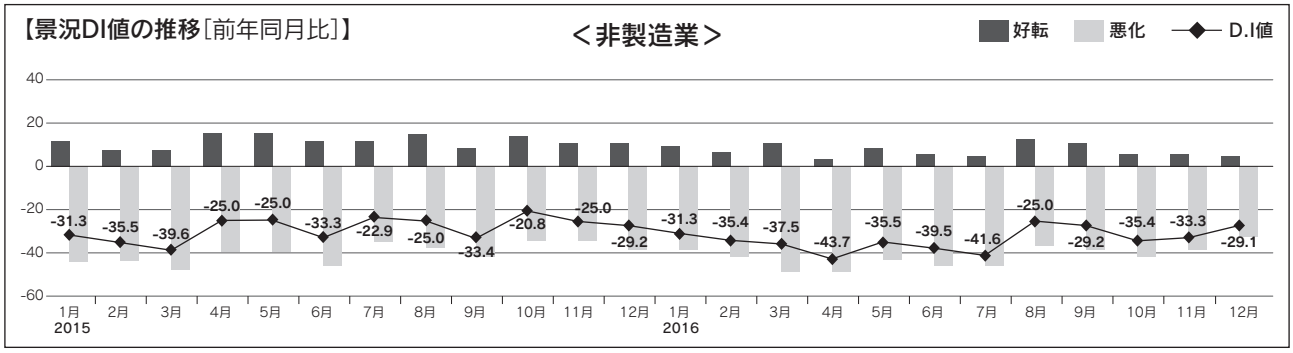

【業 界 の 声】 ～非 製 造 業～

（回答数：48名　回答率：100%）

卸　売　業 （商 業 卸）	少子高齢化と人口減少により需要が低迷している。また、市場の縮小等により売上も減少傾向にあり、景気回復は実感できていない。（秋田市）
小　売　業 （クレジット）	12月の総取扱高は、前年同月比で約1%の増加となった。家電量販店や自動車整備、スポーツ用品店の売上が若干ではあるが増加した。（大館市）
商　店　街	全体の売上は前月同様に減少傾向にある。節約指向から個人消費は伸び悩み、買い物客も減少しているため、厳しい業況となっている。（秋田市）
	街区内の学習塾では、前年同月より生徒数が増加している。（横手市）
サービス業 （ 旅　　行 ）	12月の売上は、前年同月比で国内旅行は114%、海外旅行は96%で推移した。円安にもかかわらず海外旅行が予想以上に好調であった。
建　設　業 （管 工 事）	前月同様に新規工事が皆無の状況であるため、厳しい業況となっている。（大館市）
建　設　業 （電気工事）	一般住宅の増改築、新規工事ともに順調に推移している。積雪が少ないことで、関係業者は工期の短縮を迫られている状況にある。（大仙市）
運　輸　業 （トラック）	12月は県外の受注も多く、全国ネットのWebKITを大いに活用したことにより各組合員企業とも多忙となり、輸送斡旋は前月比150%と好調に推移した。（中央地区）
その他の非製造業 （砂利採取）	生コン用骨材・リサイクル材の販売が大半を占めており、路盤材等の出荷は依然として動きが鈍い状況である。（県南地区）

新設組合紹介

設計チームNEXT-AKITA協同組合
～組合組織による公共建築物の受注拡大と技術力の向上を目指す～

池田匠理事長

【組合の紹介・PR】

公共工事の発注件数や民間部門の建築需要が縮小している中で、大手・中小設計業者との間では受注力の面で格差が生じており、特に、中小設計業者は構造的に建築業者の下請となることが多く、収益性の低さが当業界の課題となっています。

そこで、地方公共団体等が委託する大型公共建築物の設計に参画してきた実績をもつ中小設計業者が連携し、公共建築をはじめとする建築物の設計・工事監理に関する共同受注の実施により、コスト削減や多様な顧客ニーズに対応していくとともに、技術力向上を図るための教育情報事業を積極的に実施すべく、設計チームNEXT-AKITA協同組合を設立しました。

【理事長から一言】

我々中小の設計事務所単独では、他社との競合や設計単価の下落等といった慢性的な課題に対応しきれないのが現状となっています。

このため、当組合の設立を契機に、県内の大型公共建築の設計において中央の大手設計事務所の協力会社として数多くの実績を作ってきた秋田市内の組合員6社と一致団結し、個々の組合員の経営基盤の強化を図ってまいります。

- **●所 在 地**　秋田市山王沼田町6番8号
- **●代表理事**　池田　匠
- **●出 資 金**　600,000円
- **●組合員数**　6名
- **●主な事業**　建築物の設計・工事監理の共同受注
- **●成立年月日**　平成29年1月12日

インフォメーション

平成28年分確定申告について（国税庁）

2月16日（木）より、所得税及び復興特別所得税、贈与税ならびに個人事業者の消費税及び地方消費税の確定申告が始まります。なお、納期限は以下のとおりです。

－所得税及び復興特別所得税、贈与税－
平成29年3月15日（水）まで

－個人事業者の消費税及び地方消費税－
平成29年3月31日（金）まで

国税庁のホームページでは、納税者の皆様の利便性向上のため、確定申告書等などが作成できる「確定申告書等作成コーナー」や、自宅などからインターネットを利用して申告・納税ができる「e-Tax（イータックス）」を多くの皆様にご利用いただくようおすすめしていますので、是非ご利用下さい。

［国税庁ホームページ］ http://www.nta.go.jp

雇用保険の適用拡大等について（厚生労働省）

平成29年1月1日より、65歳以上で今まで雇用保険に加入できなかった方も加入できることになりました。現在お勤めの65歳以上で雇用保険に加入していなかった従業員の方について届出が必要となる場合があります。また、新たに65歳以上の方を雇入れた場合も雇用保険加入手続が必要となる場合があります。

－適用要件に該当する65歳以上の労働者を雇用した場合の雇用保険の適用例－

〈例1〉平成29年1月1日以降に新たに雇用した場合
☞雇用した時点から高年齢被保険者となりますので、**雇用した日の属する月の翌月10日まで**に管轄のハローワークに届出をして下さい。

〈例2〉平成28年12月末までに雇用し平成29年1月1日以降も継続して雇用している場合
☞平成29年1月1日より高年齢被保険者となりますので、**平成29年3月31日まで**に管轄のハローワークに届出をして下さい。

〈例3〉高年齢継続被保険者（※）である労働者を平成29年1月1日以降も継続して雇用している場合
☞自動的に高年齢被保険者となりますので、**届出は不要**です。

※「高年齢継続被保険者」とは
65歳に達した日の前日から引き続いて65歳に達した日以後の日において雇用されている被保険者

詳しくは厚生労働省のホームページでご確認いただくか、最寄りのハローワークにご相談下さい。

［厚生労働省ホームページ］
http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000136389.html

官公需適格組合
『カ デ ル』

秋田管工事業協同組合

理事長　本多秀文
副理事長　松木文雄
〃　太田博之

秋田市山王臨海町3番18号
☎018(862)6161／FAX 018(824)5685

葬祭・仏壇・仏具のご用命は
組合加盟店へどうぞ

トワニー秋田

通商産業大臣認可50産第1784号
全日本葬祭業協同組合連合会加盟
秋田県葬祭業協同組合
〒014-0001　大仙市花館字常保寺91-3
TEL 0187-86-3530 FAX 0187-86-3531
ホームページ　http://www.towany.com

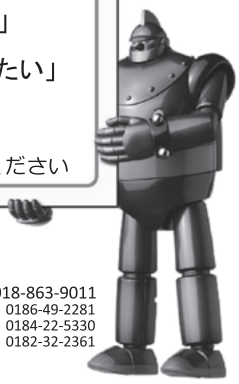

「資金繰りを安定させたい」
「経営の相談をしたい」
「新しい分野に挑戦したい」
「事業をはじめたい」
お気軽にお問い合わせください

秋田県信用保証協会

http://www.cgc-akita.or.jp
〒010-0923　秋田市旭北錦町1-47　(代)TEL　018-863-9011
秋田事業部　TEL　018-863-9016　大館支所　TEL　0186-49-2281
能代支所　TEL　0185-54-2377　本荘支所　TEL　0184-22-5330
大曲支所　TEL　0187-63-1811　横手湯沢支所　TEL　0182-32-2361

ピカソ＆ドガ
常設展示中

ピカソ	1階 ロビー	ドガ	6階 特別ラウンジ

巨匠が描いた貴重な原画を間近で楽しむひととき。
6階の特別ラウンジではお食事プランもございます。

アートとハートでおもてなし♡

Akita Castle Hotel

秋田キャッスルホテル　秋田市中通一丁目3-5　Tel:018(834)1141

損害保険ジャパン日本興亜株式会社

秋田支店
秋田市大町3－3－15
TEL:018(862)8421
支社・営業所：秋田・大館・能代・由利本荘・大仙・横手・湯沢

保険とリース、相続・事業承継の
ご相談はお気軽にどうぞ!!

保険＆リース
株式会社 北日本ベストサポート

〒010-0967
秋田市高陽幸町8番17号
TEL.018-883-1888
FAX.018-883-1822
URL http://www.knbs.jp

[販売価格]
2,000円
（税別）
●A4判
●116ページ
●フルカラー

[発行]
秋田県農山漁村
生活研究グループ協議会

改訂
あきた郷味風土記
【ふるさとあきたの食百選】

「改訂あきた郷味風土記」は、県内書店、道の駅、
産地直売所にて販売しております。
詳しくは当社ホームページでご確認ください。

秋田活版印刷株式会社

http://www.kappan.co.jp/
【本　　社】〒011-0901 秋田県秋田市寺内字三千刈110-1 TEL.018-888-3500(代) FAX.018-888-3505
【東京営業所】TEL.03-5927-8101　【名古屋営業所】TEL.052-251-5080

原点復帰、基本に戻って

千代田興業株式会社

代表取締役社長　藤澤 正義

本社・工場：秋田市川尻町字大川反 170－49　TEL 018(864)6200(代)
建設事業部：秋田市川尻町字大川反 170－19　TEL 018(888)3666
URL：http://www.k-chiyoda.jp

For Earth, For Life
Kubota

野菜と暮らそう。

まごころと技術でこたえる・・・
株式会社 秋田クボタ
〒011-0901 秋田市寺内字神屋敷295-38
Tel：018-845-2121　Fax：018-845-6600

全国中小企業団体中央会 会員の皆様へ
日本商工会議所 会員の皆様へ

業務災害補償制度

保険と暮らしの相談センター　URL http://akitahoken.co.jp

AKITA HOKEN

株式会社 アキタ保険

秋田本社
☎018-864-6921
〒010-0951　秋田市山王6丁目5-9
FAX：018-864-6922

フレスポ本荘店
☎0184-24-5511
〒015-0011　由利本荘市石脇字田頭141-1
FAX：0184-24-5512

SJNK15-19728（2016.3.30作成）

2017 2 Feb
中小企業あきた
平成29年2月1日発行（毎月1日発行）第681号
発 行/秋田県中小企業団体中央会　〒010-0923 秋田市旭北錦町1-47　☎ 018-863-8701　FAX 018-865-1009　印 刷/秋田活版印刷(株)　定価280円